

JFワールド・CB・オープン

追加型株式投資信託 / 転換社債型 / 自動けいぞく投資可能



目論見書 2004.10

- 1 . この目論見書により行う J F ワールド・ C B ・ オープンの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法 (昭和 23 年法第 25 号) 第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 10 月 29 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成 16 年 10 月 30 日に生じております。
- 2 . J F ワールド・ C B ・ オープンの受益証券の価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。元金が保証されているものではありません。
- 3 . この目論見書に使用している税率は、平成 16 年 9 月 1 日現在のものですが、税制が改正された場合は、それにともない税率が変更される場合があります。

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

J F ワールド・ C B ・ オープンは、主に世界各国の転換社債を投資対象とする J F ワールド・ C B ・ オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象としますので、組入転換社債の価格の下落や、組入転換社債の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

平成16年10月29日有価証券届出書提出

発 行 者 名：ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 高 田 三 喜 雄

本店の所在の場所：東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディング

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

J F ワールド ・ C B ・ オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

継続募集額

1,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 _____ 称 _____ 所 _____ 在 _____ 地 _____

該当事項はありません。

目 次

	頁
目論見書の概要（ファンドの基本情報など）	1
第一部 証券情報（発行、申込についての情報）	6
第二部 ファンド情報	9
第1 ファンドの状況	9
1. ファンドの性格（ファンドの目的及び基本的性格、沿革、仕組み）	9
2. 投資方針（投資方針、投資対象、運用体制、分配方針、投資制限）	12
3. 投資リスク	24
4. 手数料等及び税金（申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、 課税上の取扱い）	27
5. 運用状況（投資状況、運用実績、設定及び解約の実績）	30
6. 管理及び運営（資産管理等の概要、受益者の権利等）	33
第2 ファンドの経理状況（財務諸表、ファンドの現況）	38
第3 その他	59
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	60

約 款

JFワールド・CB・オープン

当概要は、目論見書本文の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。詳細は目論見書本文をご覧ください。

ファンドの基本情報

基本的性格	契約型の追加型株式投資信託 / 転換社債型 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	主として世界各国の転換社債（CB）を投資対象とするJFワールド・CB・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンドを通じ世界各国のCBに投資します。
主な投資制限	株式への投資は、純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
基準価額の価額変動リスクおよび信用リスク	組入れた外国の転換社債などの値動きや、それら転換社債の発行者の信用状況の変化等により基準価額が大きく上下します。また、為替変動により基準価額が変動します。これらにより投資元本を割り込むことがあります。
信託期間	無期限です。
決算日	毎年2回、原則として1月30日と7月30日に行います。 決算日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収益分配	委託会社が収益分配方針に基づいて分配を行う予定です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

ご購入について

申 込 単 位	<p>一般コース： 1万口以上1万口単位 1万円以上1円単位</p> <p>自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位</p> <p>お取扱いは販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>						
申 込 価 額	<p>申込日の翌営業日の基準価額です。</p>						
申 込 手 数 料	<p>申込価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税込）*が上限となっております。償還乗換えによる取得の場合、申込手数料は販売会社が個別に定める手数料率とします。</p> <p>*手数料率は、申込手数料に係る消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。</p>						
信 託 報 酬	<p>純資産総額に対して年率 1.575%（税込）を乗じて得た額とし、その配分は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率 0.735%（税込）</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.735%（税込）</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.105%（税込）</td> </tr> </table>	委託会社	年率 0.735%（税込）	販売会社	年率 0.735%（税込）	受託会社	年率 0.105%（税込）
委託会社	年率 0.735%（税込）						
販売会社	年率 0.735%（税込）						
受託会社	年率 0.105%（税込）						
申 込 期 間	<p>平成 16 年 10 月 30 日（土）～平成 17 年 10 月 31 日（月）</p> <p>申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p>						

ご換金について

途 中 換 金	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。
換 金 単 位	1 口単位です。
換 金 価 格	換金申込日の翌営業日の基準価額です。
換 金 代 金 の 支 払 い	換金申込日より起算して 5 営業日目から支払いを開始いたします。
受 付 時 間	原則として午後 3 時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付けは午前 11 時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HP アドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

手数料等および税金

購入時、収益分配時、換金時等にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	販売会社が定めるものとします。 ただし、手数料率は3.15%（税込）が上限です。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し10% （所得税7%、地方税3%）
換金時	所得税および地方税	個別元本超過額に対し10% （所得税7%、地方税3%）
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対し10% （所得税7%、地方税3%）

収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。（共に日本の居住者の場合）なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

*詳しくは、目論見書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金			
		委託会社	販売会社	受託会社	合計
毎日	信託報酬	年率0.735% （税込）	年率0.735% （税込）	年率0.105% （税込）	年率1.575% （税込）
毎日	監査費用	実費相当額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税込）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税込）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなした額を支払います。			

- 上記の他、有価証券取引、先物取引およびオプション取引に係る費用（売買委託手数料）、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が信託財産中から支払われます。

基本用語の解説

目 論 見 書	各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書で、ファンドの申込者にあらかじめまたは申込みと同時に交付または送付されます。ファンドを購入する前に必ずお読みください。
自動けいぞく投資	ファンドから生じる収益分配金を投資家に払い出しせずに、税金を差引いた後、ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
純資産総額	ファンドに組入れている株式や債券などの資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
基準価額	純資産総額をファンドの受益権総口数で割った 1 口あたりの時価のことをいいます。
収益分配	ファンドが計算期間中に得た収益の中から投資家へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
償還乗換え	ファンドが満期等で償還となり、その償還金で、別のファンドを購入することをいいます。当ファンドを償還乗換えでお申込の場合、申込手数料が販売会社により、異なる取扱いとなっております。
信託報酬	投資信託の運用・管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
為替ヘッジ	外国へ投資する際、為替の変動による投資資産の変動リスクを軽減する取引のことをいいます。為替ヘッジにはコストがかかります。
カントリーリスク	外国に融資や投資を行う場合、相手国の信用度合のことをいいます。一般に信用度合の低い国は、資金回収不能になる危険性が大きいといわれています。
流動性	株式や債券などの組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。
解約請求	解約請求は、ファンドの資産を直接取り崩して投資家に返金することを請求することをいいます。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

JFワールド・CB・オープン（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）を委託会社とし、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

委託会社は、当ファンドの無額面の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。

受益証券は、無記名式です。なお、当初元本は1口当たり1万円です。

格付は取得していません。

(3) 発行数

1,000億円相当口を上限とします。

相当口とは受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額（発行価額の総額）に相当する口数です。

(4) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、下記の申込手数料は含みません。

(5) 発行価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除した1口当たりの価額をいいます。

基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(6) 申込手数料

申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税込）が上限となっております。（当該手数料率（税込）は、申込手数料に係る消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。）

償還乗換え*により当ファンドを買付ける場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託あつては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については、販売会社が個別に定める手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書面の提示を求めることがあります。

*「償還乗換え」とは、当ファンドの取得申込日が属する月の前3ヶ月以内に償還となった他の証券投資信託の償還金（他の証券投資信託が、信託期間を延長した単位型証券投資信託が、または延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託の場合には、延長前の信託終了日以降でかつ当ファンドの取得申込日が属する月の前3ヶ月以内における当該他の証券投資信託の受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

「自動けいぞく投資契約」に基づく「定時定額購入サービス契約」*を結ばれた場合および確定拠出年金制度に基づく申込みの場合、上記にかかわらず申込手数料はありません。

*当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス契約」の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

販売会社によって、申込手数料を減免する規定を設けている場合には、当ファンドの申込手数料は減免されることがあります。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(7) 申込単位

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

一般コース : 1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、1円以上1円単位とします。

申込単位および申込コースは、販売会社により取扱いが異なりますので販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先 :

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL : 03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス : [http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

(8) 申込期間

申込期間は平成16年10月30日（土）から平成17年10月31日（月）までです。

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(9) 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

販売会社の取扱い等につきましては、販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10) 払込期日

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の取得申込代金の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を經由して、受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(11) 払込取扱場所

投資者は、申込みの販売会社(上記「(9)申込取扱場所」を参照して下さい。)に申込代金を支払うものとします。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法等

当ファンドに係る受益証券の取得申込みは、申込期間における毎営業日に販売会社にて受付けます。なお、委託会社は、当ファンドに係る信託財産の規模が委託会社が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、運用の基本方針に従った運用ができなくなるおそれがあると判断した場合、受益証券の取得申込みの受け付けの全部または一部を停止することができます。

(JFワールド・CB・オープン約款(以下「信託約款」といいます。)第13条第6項参照)

当該受益証券の価額は、申込日の翌営業日の基準価額とします。申込みの受け付けは原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受け付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

申込金額には利息はつきません。

日本以外の地域における発行はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託／転換社債型^{*}に属するもので、世界各国の転換社債（ＣＢ）を主要投資対象とし、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的としたＪＦワールド・ＣＢ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします（後記「２．投資方針(1)投資方針」を参照して下さい。）。

^{*}「転換社債型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度30%以下のファンドで、主として転換社債に投資するもの」として分類されるファンドです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ファンドの特色

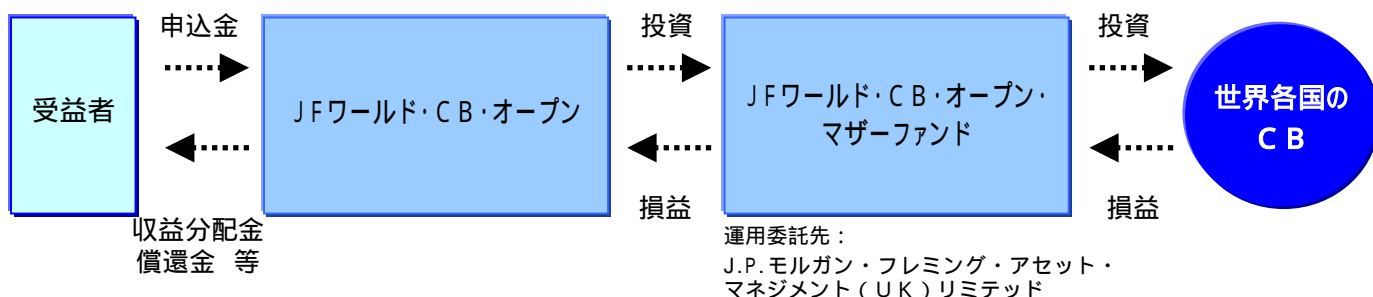
当ファンドは、ファミリーファンド方式^{*}で運用します。

マザーファンドによる世界各国のＣＢへの投資にあたっては、投資地域分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業自体の成長性および安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資し、信託財産の着実な成長を目指します。

運用の効率化を図るため、委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

当ファンドの為替ヘッジは、市況環境やファンドの資金動向に応じて、他通貨ヘッジを行う等弾力的に対応します。

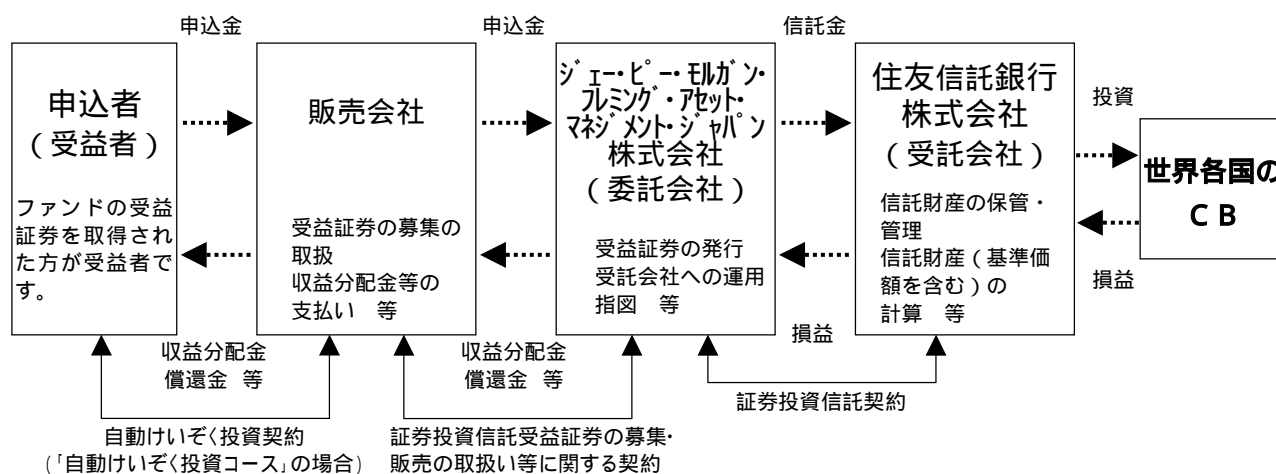
^{*}ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド：ＪＦワールド・ＣＢ・オープン）とし、その資金をマザーファンド（ＪＦワールド・ＣＢ・オープン・マザーファンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



(2) ファンドの沿革

平成13年9月28日 当ファンド及びマザーファンドの設定・運用開始

(3) ファンドの仕組み



当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割ならびに契約書等の概要は以下のとおりです。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (委託会社)

当ファンドの委託会社として、受益証券の発行、受託会社に対する運用の指図を行います。また、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

住友信託銀行株式会社 (受託会社)

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

販売会社

委託会社との契約により、販売会社として当ファンドの受益証券の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等を行います。

(参考)

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(投資顧問会社)

委託会社との契約により、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を委託会社に対して行います。

委託会社の概況

資本金 2,218百万円（本書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、さらに投資顧問業法施行に伴い昭和62年に投資一任契約に係る業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

大株主の状況（本書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 投資方針

(1) 投資方針

(イ) 運用方針

当ファンドは、主として世界各国のCBを投資対象とし、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的とするマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

マザーファンドにおけるCBへの投資にあたっては、投資地域分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業自体の成長性および安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資し、信託財産の着実な成長をめざした運用を行います。

当ファンドは、投資効果を高める観点から外貨建資産にかかる為替ヘッジを弾力的に行います。(為替ヘッジは当ファンドで行い、原則としてマザーファンドでは為替ヘッジを行いません。)

運用の委託先

運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

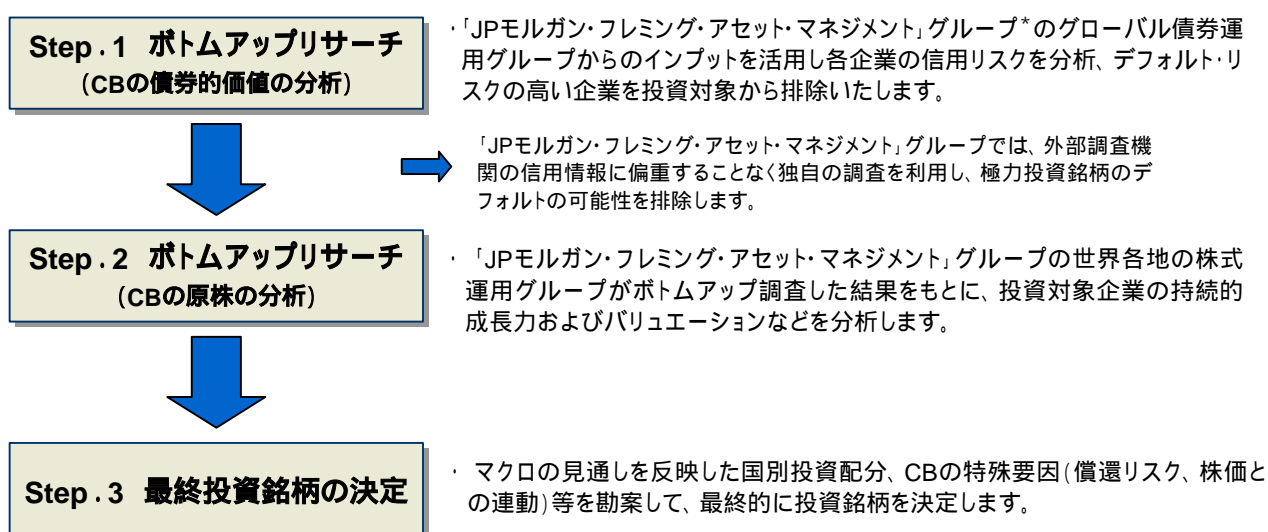
運用プロセス

以下のプロセスは、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券に係るものです。

CBの持つ債券・株式の両方の性質を効果的に活用

CBの価格は、株式市場の下落時には債券の側面が下支えしますが、長期的には各銘柄の原株(転換対象となる株式)の上昇と高い相関を持ちます。

こうした商品特性に対応する為、投資銘柄の選定にあたっては、「JPモルガン・フレミング・アセット・マネジメント」グループ*のグローバルな債券及び株式運用チームのリソースを以下のプロセスで最大限に活用し、調査・分析を行います。



* J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(UK)リミテッドを含むJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称して「JPモルガン・フレミング・アセット・マネジメント」グループとすることがあります。

(2) 投資対象

(イ)この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第21条)

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権(イ、へ、チに掲げるものを除きます。)

へ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます)

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)

リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、)の受益権

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(ロ)委託者は、前記(イ)の資産のうち主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。(信託約款第22条第1項)

株券または新株引受権証券

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

コマーシャル・ペーパー

外国または外国法人の発行する証券または証書で、 から の証券または証書の性質を有するもの

新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)

および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

外国法人が発行する譲渡性預金証書

銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、 の証券または証書および の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ハ)委託者は、信託金を、前記(ロ)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。(信託約款第22条第2項)

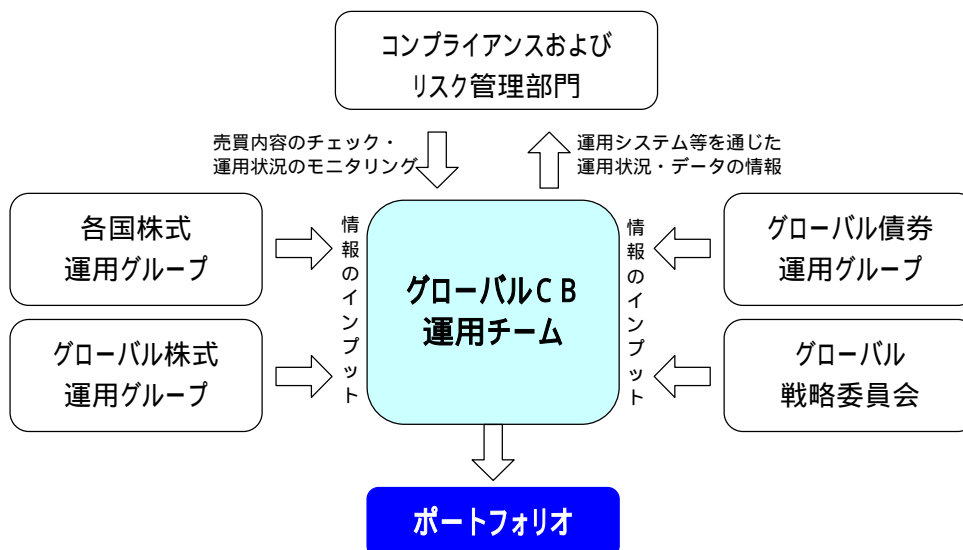
預金
指定金銭信託
コール・ローン
手形割引市場において売買される手形

(二)前記(ロ)にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記(ハ) から までに掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。(信託約款第22条第3項)

(3) 運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券に係るものです。

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(UK)リミテッドの「グローバル・マルチ・アセット・グループ」の「グローバルC B運用チーム」が運用を担当します。



各国株式運用グループ、グローバル株式運用グループ、グローバル債券運用グループおよびグローバル戦略委員会とは「JPモルガン・フレミング・アセット・マネジメント」グループに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、各資産やグローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。これらのグループからの情報のインプットを受けグローバル・マルチ・アセット・グループのグローバルC B運用チームが実際の投資判断を行います。

コンプライアンス及びリスク管理部門では運用システム等を通じて運用状況・運用データのチェックを行い、売買内容や運用状況のモニタリングをします。

(4) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 投資制限

(イ)信託約款は、委託者による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限（運用の基本方針2．(3)投資制限および信託約款第22条第4項）

株式（新株引受権証券を含む。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。（運用の基本方針2．(3)投資制限および信託約款第22条第5項）

同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第25条）

A 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

B 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

C 前記A及びBにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または新株引受権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第29条）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの（以下「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（運用の基本方針2．(3)投資制限）

投資する株式等の範囲（信託約款第24条）

A 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委

託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（信託約款第26条）

- A 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1．から6．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売り出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

- A 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- 1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第12条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- B 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建

資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

C. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第12条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、当ファンドの投資制限において「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第12条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額(以下、当ファンドの投資制限において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第28条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

A. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

B. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、当ファンドの投資制限において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- C．前記Bにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- D．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E．委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）
- A 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記Aの1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 特別の場合の外貨建有価証券への投資（信託約款第31条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約の指図（信託約款第32条）
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 資金の借入れ（信託約款第41条）
- A 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(ロ)「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)ならびに関係政令および内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイおよびロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびにハおよびニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの

ニ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考)マザーファンド(JFワールド・CB・オープン・マザーファンド)の概要

マザーファンドの投資対象

(イ)この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(JFワールド・CB・オープン・マザーファンド約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。)第13条)

次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権(イ、へ、チに掲げるものを除きます。)

へ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます)

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)にかかる権利

リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)の受益権

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(ロ)委託者(マザーファンド信託約款第16条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、前記(イ)の資産のうち主として次の有価証券に投資することを指図します。(マザーファンド信託約款第14条第1項)

株券または新株引受権証券

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

コマーシャル・ペーパー

外国または外国法人の発行する証券または証書で、 から の証券または証書の性質を有するもの

新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）

外国貸付債権信託受益証券

外国法人が発行する譲渡性預金証書

貸付債権信託受益権

(八)委託者は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。（マザーファンド信託約款第14条第2項）

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コーポレート・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(二)前記(ロ)にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記(八)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（マザーファンド信託約款第14条第3項）

マザーファンドの投資制限

(イ)マザーファンド信託約款は、委託者（マザーファンド信託約款第16条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限（運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第14条第4項）

株式（新株引受権証券を含む。）への投資は、マザーファンドの信託財産（以下「マザーファンド信託財産」といいます。）の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時においてマザーファンド信託財産の純資産総額の20%以下とします。（運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第14条第5項）

同一銘柄の株式への投資は、取得時においてマザーファンド信託財産の純資産総額の10%以下とします。（運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第18条第1項）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、マザーファンド信託財産の純資産総額の5%以下とします。（運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第18条第2項）

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、マザーファンド信託財産の純資産総額の10%以下とします。（運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第22条）

外貨建資産への投資には、制限を設けません。（運用の基本方針2.(3)投資制限）

投資する株式等の範囲（マザーファンド信託約款第17条）

A 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取

引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（マザーファンド信託約款第19条）

- A 委託者は、マザーファンド信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- B 前記Aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1．から6．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．マザーファンド信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2．株式分割により取得する株券

3．有償増資により取得する株券

4．売り出しにより取得する株券

5．マザーファンド信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6．マザーファンド信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、またはマザーファンド信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（マザーファンド信託約款第20条）

- A 委託者は、マザーファンド信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）にマザーファンド信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつマザーファンド信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第14条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点のマザーファンド信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- B 委託者は、マザーファンド信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点のマザーファンド信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- C 委託者は、マザーファンド信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（マザーファンド信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第14条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、マザーファンドの投資制限において「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、マザーファンド信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第14条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下、マザーファンドの投資制限において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建でマザーファンド信託財産の外貨建資産組入可能額（マザーファンド信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下、マザーファンドの投資制限において同じ。）にマザーファンド信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額にマザーファンド信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点のマザーファンド信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（マザーファンド信託約款第21条）

- A 委託者は、マザーファンド信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該マザーファンド信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、マザーファンド信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、マザーファンド信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額がマザーファンド信託財産の純資産総額を超えることとなった場合

には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（マザーファンド信託約款第23条）

A 委託者は、マザーファンド信託財産の効率的な運用に資するため、マザーファンド信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、マザーファンド信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、マザーファンド信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記Aの1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（マザーファンド信託約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（マザーファンド信託約款第25条）

委託者は、マザーファンド信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図（マザーファンド信託約款第32条）

委託者は、マザーファンド信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図（マザーファンド信託約款第33条）

委託者は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え（マザーファンド信託約款第35条）

A マザーファンド信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B マザーファンド信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えてマザーファンド信託財産に繰り入れることができます。

C 前記A及びBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(口) 投信法ならびに関係政令および内閣府令には当ファンドと同様の投資制限（前記「(5)投資制限(口)」参照）があります。

3 投資リスク

(イ) リスク要因

当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのもので、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

マザーファンドは、主に世界各国の転換社債を投資対象としますので、組入転換社債の価格の下落や、組入転換社債の発行会社の倒産、財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。従って、元金が保証されているものではありません。

転換社債の価格変動リスク

転換社債の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。また、発行会社の倒産、財務状況の悪化等により転換社債の価格が下落することもあります。（価格がゼロになることもあります。）マザーファンドは、世界各国の転換社債で積極的に運用を行うため、その組入比率は高位に保ちます。そのため、投資対象市場の下落に伴ない、当ファンドおよびマザーファンドの基準価額が下落することがあります。また、転換社債の価格変動または流動性の予想外の低下があった場合、大きな損失が生じることがあります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動による債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。また、発行会社の倒産、財務状況の悪化等および国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元金支払いや利息をあらかじめ決められた条件で支払うことが出来なくなる場合があります。

為替変動リスク

為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替変動の影響を受け損失を生じることがあります。

当ファンドは為替ヘッジを弾力的に行います。間接ヘッジを行った場合、当該通貨の値動きと主要国通貨の値動きが異なる場合が想定され、これによる為替変動の影響により損失を生じることがあります。また、マザーファンドは原則として為替ヘッジを行いません。このため為替相場の変動により基準価額が変動することがあります。

信用リスク

企業の経営不振・倒産や国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元金支払いや利息をあらかじめ決められた条件で支払うことが出来なくなる場合があります。このような状態になった場合、転換社債の価格が大きく下落することがあります。

カントリーリスク

マザーファンドが投資対象とする諸国の中には、金融、政情不安など先進諸国に比べ脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が、転換社債や通貨に及ぼす影響は先進諸国以上に大きいものがあります。また、これらの諸国の市場規模が小さく流動性が低いいため、転換社債や通貨の価格変動が大きく、投資元本を割り込むことがあります。また、政府当局による海外からの投資規制や税制、海外への送金規制等種々の規制が緊急導入されたり、変更されたりすることにより、運用上制約を受ける可能性が想定されます。状況によっては設定・解約の申込を中止することがあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合にも、原則として、迅速に転換社債の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。また、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、解約により純資産総額が10億円を下回った場合などには、信託期間の途中であっても、当ファンドの適切な運用が難しいと委託会社が判断したとき、その他の委託会社が受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。この場合には日本経済新聞に公告するとともに受益者の皆様にお知らせします。（詳しくは、後記「6. 管理及び運営（1）資産管理等の概要 その他（イ）信託の終了」をご参照ください。）

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや募集を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性のリスク

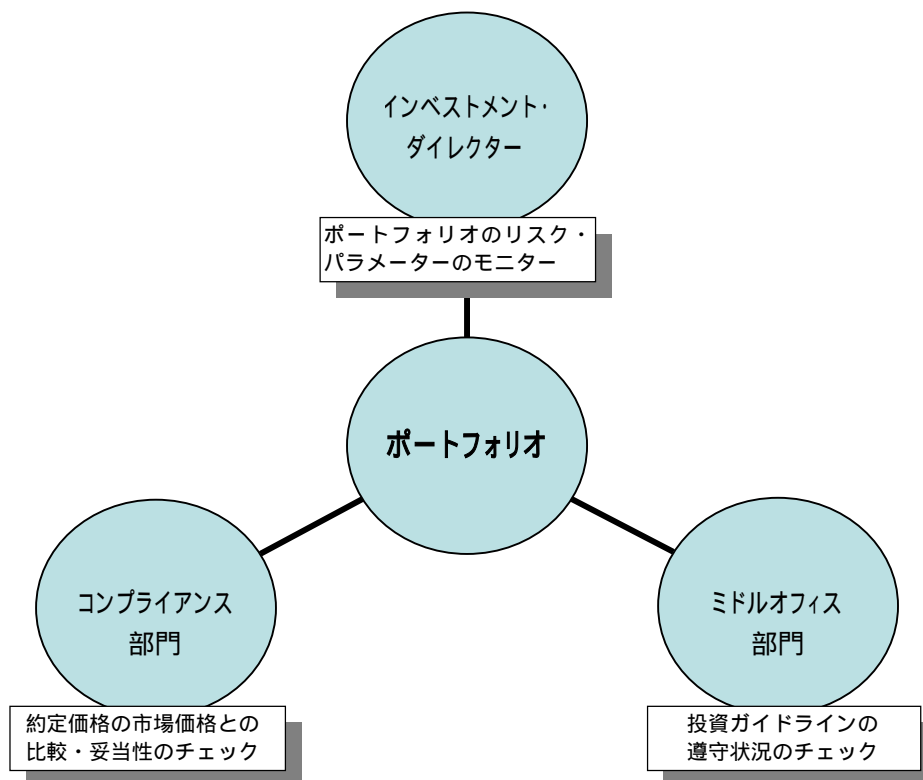
急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に転換社債等を売買できないことがあります。このような場合には、当該転換社債等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。これにより、市場が長期閉鎖することや急激な市況変動が起こることがあります。このような場合、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは一時的に解約できないこともあります。また、これらにより、一時的に当初のファンド運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクなどがあります。さらに、当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(ロ) 投資リスクに関する管理体制

以下の管理体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券に係るものです。



(2004年6月末現在)

独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターとポートフォリオ・マネジャーの間のレビュー・ミーティングでは、対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイトについて議論されます。

* オーバーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、大きな差があった場合はセントラルディーラーに確認します。その結果は半年ごとのコンプライアンスレポートとして報告されます。

未然防止のための投資ガイドライン・モニター・システム（“トリップワイヤー”システム）をポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク部門およびミドルオフィス部門により、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税込）が上限となっております。

償還乗換え^{*}により当ファンドを買付ける場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託あつては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については、販売会社が個別に定める手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書面の提示を求められることがあります。

*「償還乗換え」とは、当ファンドの取得申込日が属する月の前3ヶ月以内に償還となった他の証券投資信託の償還金（他の証券投資信託が、信託期間を延長した単位型証券投資信託か、または延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託の場合には、延長前の信託終了日以降でかつ当ファンドの取得申込日が属する月の前3ヶ月以内における当該他の証券投資信託の受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

販売会社によって、申込手数料を減免する規定を設けている場合には、当ファンドの申込手数料は減免されることがあります。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2) 換金手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.575%（税込）の率を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.735%（税込）	年率0.735%（税込）	年率0.105%（税込）

委託会社の受ける報酬には、運用委託にかかる投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年1万分の50）が含まれています。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

(4) その他の手数料等

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）。

外貨建資産の保管費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息。

ファンドの財務諸表の監査に要する諸費用については、実際に委託会社が支払った費用を信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2.1（税込）の率を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税込）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照して下さい。）

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- () 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。
- () 収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。
- () 一部解約時もしくは償還時に差損が発生した場合には、確定申告を行うことにより、「株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

上記()の10%の税率は平成20年4月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

- () 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

上記7%の税率は平成20年4月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

5 運用状況

(1) 投資状況

(2004年9月30日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託(J Fワールド・C B・オープン・マザーファンド) 受益証券	22,338,962,980	100.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	203,830,729	0.92
合計(純資産総額)	22,135,132,251	100.00

(参考) J Fワールド・C B・オープン・マザーファンド

(2004年9月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	80,253,614	0.35
	オーストラリア	267,244,072	1.16
	小計	347,497,686	1.51
新株予約権付社債券等	日本	3,544,756,510	15.37
	アメリカ	1,626,837,280	7.05
	カナダ	94,670,125	0.41
	ドイツ	3,365,618,334	14.59
	イタリア	149,816,547	0.65
	フランス	1,533,168,038	6.65
	イギリス	3,136,997,040	13.60
	スイス	1,491,903,947	6.47
	バミューダ	83,774,562	0.36
	香港	252,936,616	1.10
	シンガポール	318,268,050	1.38
	マレーシア	695,364,563	3.02
	オランダ	980,216,508	4.25
	スペイン	781,370,510	3.39
	ベルギー	640,516,333	2.78
	オーストリア	245,974,719	1.07
	韓国	806,185,448	3.50
	台湾	593,585,153	2.57
	インド	691,076,674	3.00
	ハンガリー	68,520,000	0.30
	イスラエル	174,070,875	0.75
	ポルトガル	534,730,080	2.32
	南アフリカ	162,326,504	0.70
	ロシア	175,506,749	0.76
	ケイマン島	117,415,873	0.51
	小計	22,265,607,038	96.55
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	448,813,185	1.95
合計(純資産総額)	23,061,917,909	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2004年9月30日及び同日1年以内における各月末並びに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2002年 1月30日)	3,410	3,538	1.0699	1.1099
2期	(2002年 7月30日)	4,950	4,975	0.9881	0.9931
3期	(2003年 1月30日)	3,583	3,689	1.0073	1.0373
4期	(2003年 7月30日)	11,634	12,435	1.0172	1.0872
5期	(2004年 1月30日)	11,975	12,568	1.0103	1.0603
6期	(2004年 7月30日)	21,926	22,035	1.0060	1.0110
	2003年 9月末日	14,743	-	1.0101	-
	2003年10月末日	15,612	-	1.0267	-
	2003年11月末日	15,778	-	1.0324	-
	2003年12月末日	14,675	-	1.0411	-
	2004年 1月末日	11,975	-	1.0103	-
	2004年 2月末日	13,847	-	1.0416	-
	2004年 3月末日	17,060	-	1.0312	-
	2004年 4月末日	19,239	-	1.0346	-
	2004年 5月末日	20,780	-	1.0213	-
	2004年 6月末日	21,637	-	1.0105	-
	2004年 7月末日	21,926	-	1.0060	-
	2004年 8月末日	21,913	-	1.0074	-
	2004年 9月末日	22,135	-	1.0162	-

分配の推移

期	1口当たり分配金 (円)
1期	0.0400
2期	0.0050
3期	0.0300
4期	0.0700
5期	0.0500
6期	0.0050

収益率の推移

期	収益率 (%)
1期	11.0
2期	7.2
3期	5.0
4期	7.9
5期	4.2
6期	0.1

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(3) 設定及び解約の実績

下記計算期間の設定及び解約の実績並びに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	残存口数 (口)
1期	3,833,022,587	644,939,503	3,188,083,084
2期	3,691,183,090	1,869,369,796	5,009,896,378
3期	572,785,715	2,025,314,754	3,557,367,339
4期	10,267,395,914	2,386,254,048	11,438,509,205
5期	6,269,357,722	5,854,159,451	11,853,707,476
6期	13,854,960,212	3,912,291,870	21,796,375,818

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

受益証券1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益証券1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額（信託約款第9条第2項）をいいます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します（信託約款第33条）。

基準価額は、毎営業日に販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

申込手続等

申込期間中の毎営業日に販売会社において当ファンドの受益証券の取得申込みの受付が行われます。

(イ) 受益証券の募集単位

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

a) 一般コース : 1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位

b) 自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、1円以上1円単位とします。

また、「自動けいぞく投資契約」に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を取交わした場合や確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

(ロ) 受益証券の販売価格

当該受益証券の販売価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。申込みには申込手数料を要します。なお、基準価額は毎営業日計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、上記「資産の評価」の照会先までお問い合わせ下さい。

(ハ) 申込みの受付時間

申込みの受付は、原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱とします。

換金（解約）手続等

原則として毎営業日にいつでも換金することができます。換金の申込みの受け付けは原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受け付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。なお、換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、上記「資産の評価」の照会先までお問い合わせ下さい。

(イ)解約請求

受益者は、委託会社に受益証券1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため1顧客当たり1日受益証券5億口を超える解約の申込みは制限を設ける場合があります。

解約請求による受益者の受取り金額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から受益者毎の個別元本超過額に対する所得税額及び地方税額を差引いた金額とします。（課税については、前記「4.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。）解約代金の支払いは原則として解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

(ロ)解約の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の解約の受け付けを中止することがあります。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、解約の受け付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受けたものとして取扱うこととします。

保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。混蔵して保管する受益証券については販売会社名義で銀行、信託銀行、証券会社または他の金融機関に再委託することがあります。

信託期間

無期限です。

ただし、下記「その他（イ）信託の終了」に該当する場合は、信託終了の日までとします。

計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年1月31日から7月30日まで及び7月31日から翌年1月30日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

その他

(イ)信託の終了

(a)信託契約の解約

- ()委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、()および()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()前記()一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、()および()の信託契約の解約をしません。
- ()委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合は適用しません。

(b)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「(ロ)信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c)委託会社の認可取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「(ロ)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、この信託はその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d)委託会社の営業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

(e)受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合委

託会社は、後記「(ロ)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)信託約款の変更

- ()委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託会社は、()の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()()の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、()の信託約款の変更をしません。
- ()委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載されます。

(ハ)運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、投信法の規定に基づき、各計算期間の末日毎に期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。

(ニ)関係会社との契約の更新等に関する手続について

この受益証券の募集等の取扱い等に関する委託会社と販売会社との契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動更新後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。

委託会社とJ.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

(2) 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(イ)収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。また、保護預りの場合には指定された口座に収益分配金が支払われます。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行いません。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(ロ)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。また、保護預りの場合には指定された口座に償還金が支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(ハ)受益証券の一部解約の実行請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(ニ)反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「(1)資産管理等の概要 その他(イ)信託の終了」または「(ロ)信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(ホ)帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期計算期間(平成15年7月31日から平成16年1月30日まで)及び第6期計算期間(平成16年1月31日から平成16年7月30日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成16年3月23日

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社


取締役会 御中



代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章 

関与社員 公認会計士

大畑 茂 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFワールド・CB・オープンの平成15年7月31日から平成16年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFワールド・CB・オープンの平成16年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年9月14日

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

中央青山監



代表社員 公認会計士
関与社員

山手



関与社員 公認会計士

大畑



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFワールド・CB・オープンの平成16年1月31日から平成16年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFワールド・CB・オープンの平成16年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

JFワールド・CB・オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		(平成16年1月30日現在)	(平成16年7月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		-	73,763,079
親投資信託受益証券		12,703,275,501	22,076,511,400
派生商品評価勘定		67,225,100	97,951,400
未収入金		337,522,185	31,881,314
流動資産合計		13,108,022,786	22,280,107,193
資産合計		13,108,022,786	22,280,107,193
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		84,286,940	7,640,450
未払金		13,630,830	-
未払収益分配金		592,572,085	108,981,879
未払解約金		325,947,085	93,096,399
未払受託者報酬		7,639,187	9,516,471
未払委託者報酬		106,948,575	133,230,523
その他未払費用		1,527,773	1,575,000
流動負債合計		1,132,552,475	354,040,722
負債合計		1,132,552,475	354,040,722
純資産の部			
元本			
元本	1	11,853,707,476	21,796,375,818
剰余金			
期末剰余金		121,762,835	129,690,653
(うち分配準備積立金)		(-)	(5,142,905)
剰余金合計		121,762,835	129,690,653
純資産合計		11,975,470,311	21,926,066,471
負債・純資産合計		13,108,022,786	22,280,107,193

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		(自平成15年7月31日 至平成16年1月30日)	(自平成16年1月31日 至平成16年7月30日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		270,772,475	390,134,257
為替差損益		506,792,250	423,560,860
営業収益合計		777,564,725	33,426,603
営業費用			
受託者報酬		7,639,187	9,516,471
委託者報酬	1	106,948,575	133,230,523
その他費用		1,527,773	1,575,000
営業費用合計		116,115,535	144,321,994
営業利益又は営業損失()		661,449,190	177,748,597
経常利益又は経常損失()		661,449,190	177,748,597
当期純利益又は当期純損失()		661,449,190	177,748,597
一部解約に伴う当期純利益分配額		180,255,513	39,675,021
期首剰余金		196,312,294	121,762,835
剰余金増加額		137,393,239	400,780,105
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(137,393,239)	(400,780,105)
剰余金減少額		100,564,290	66,446,790
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(100,564,290)	(66,446,790)
分配金	2	592,572,085	108,981,879
期末剰余金		121,762,835	129,690,653

重要な会計方針

区 分	第 5 期 (自 平成 15 年 7 月 31 日 至 平成 16 年 1 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 1 月 31 日 至 平成 16 年 7 月 30 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

区 分	第 5 期 (平成 16 年 1 月 30 日現在)	第 6 期 (平成 16 年 7 月 30 日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 11,438,509,205 円 期中追加設定元本額 6,269,357,722 円 期中解約元本額 5,854,159,451 円	期首元本額 11,853,707,476 円 期中追加設定元本額 13,854,960,212 円 期中解約元本額 3,912,291,870 円

(損益および剰余金計算書関係)

区 分	第 5 期 (自 平成 15 年 7 月 31 日 至 平成 16 年 1 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 1 月 31 日 至 平成 16 年 7 月 30 日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	30,556,735 円	38,065,880 円
2 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (89,818,167 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (391,375,510 円)、信託約款に規定される収益調整金 (153,312,761 円) 及び分配準備積立金 (79,828,482 円) より分配対象収益は 714,334,920 円 (1 万口当たり 602.63 円) であり、その中から基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、普通分配 560,898,979 円 (1 万口当たり 473.19 円) および特別分配 31,673,106 円 (1 万口当たり 26.72 円) の合計額である 592,572,085 円 (1 万口当たり 499.91 円) を分配しております。</p> <p>なお、当計算期間においてファンドから支払われた外国税 (受益者への分配金支払時において源泉税納付額から税額控除される) は 113,288 円 (1 万口当たり 0.09 円) であり、この金額を含めた収益分配金総額は 592,685,373 円 (1 万口当たり 500.00 円) であります。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,142,905 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (233,529,627 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象収益は 238,672,532 円 (1 万口当たり 109.50 円) であり、その中から基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、108,981,879 円 (1 万口当たり 50.00 円) を分配しております。</p>

(有価証券関係)

第 5 期 (平成 16 年 1 月 30 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,703,275,501 円	266,215,944 円
合計	12,703,275,501 円	266,215,944 円

第 6 期 (平成 16 年 7 月 30 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,076,511,400 円	370,859,053 円
合計	22,076,511,400 円	370,859,053 円

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

	第 5 期 (自 平成 15 年 7 月 31 日 至 平成 16 年 1 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 1 月 31 日 至 平成 16 年 7 月 30 日)
1 . 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2 . 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としております。	同左
3 . 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4 . 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5 . 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

第5期（平成16年1月30日現在）

（通貨関連）

（単位：円）

区 分	種 類	第5期 （平成16年1月30日現在）			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	3,469,072,600	-	3,402,600,000	66,472,600
	ユーロ	1,849,368,560	-	1,932,903,000	83,534,440
	合 計	5,318,441,160	-	5,335,503,000	17,061,840

第6期（平成16年7月30日現在）

（通貨関連）

（単位：円）

区 分	種 類	第6期 （平成16年7月30日現在）			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	5,234,887,400	-	5,140,341,000	94,546,400
	ユーロ	4,981,514,550	-	4,985,750,000	4,235,450
	合 計	10,216,401,950	-	10,126,091,000	90,310,950

（注）為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（1口当たり情報）

第5期 （平成16年1月30日現在）		第6期 （平成16年7月30日現在）	
1口当たり純資産額	1.0103円	1口当たり純資産額	1.0060円
（1万口当たり純資産額	10,103円）	（1万口当たり純資産額	10,060円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	JFワールド・CB・オープン・ マザーファンド	17,438,002,686	22,076,511,400	-
合計		17,438,002,686	22,076,511,400	-

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、デリバティブ取引等関係注記 II 取引の時価等に関する事項に開示しておりますので、記載を省略しております。

(参考)

当ファンドは「JFワールド・CB・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFワールド・CB・オープン・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成 16 年 1 月 30 日現在)	(平成 16 年 7 月 30 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		189,654,400	82,832,443
金銭信託		109,025,927	-
コール・ローン		910,524,035	2,140,979,560
株式		395,703,918	335,648,042
社債券		11,772,893,131	20,276,852,197
派生商品評価勘定		582,755	-
未収入金		391,538,991	15,502,833
未収配当金		2,260,947	1,368,635
未収利息		43,178,038	51,802,595
前払費用		7,534,729	11,146,904
流動資産合計		13,822,896,871	22,916,133,209
資産合計		13,822,896,871	22,916,133,209
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		43,456	-
未払金		163,850,000	101,475,000
未払解約金		335,729,229	31,881,314
流動負債合計		499,622,685	133,356,314
負債合計		499,622,685	133,356,314
純資産の部			
元本			
元本	1	10,865,661,045	17,996,575,232
剰余金			
剰余金		2,457,613,141	4,786,201,663
剰余金合計		2,457,613,141	4,786,201,663
純資産合計		13,323,274,186	22,782,776,895
負債・純資産合計		13,822,896,871	22,916,133,209

(注)「JFワールド・CB・オープン・マザーファンド」の計算期間は、毎年1月31日から翌年1月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成16年1月30日及び平成16年7月30日における同親投資信託の状況であります。

重要な会計方針

区 分	(自平成15年7月31日 至平成16年1月30日)	(自平成16年1月31日 至平成16年7月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 同左</p> <p>社債券 同左</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当額の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成16年1月30日現在)	(平成16年7月30日現在)
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 10,554,043,152 円 期首より平成16年1月30日までの追加設定元本額 6,120,191,216 円 期首より平成16年1月30日までの解約元本額 5,808,573,323 円 元本の内訳(注) JFワールド・CB・オープン 10,359,872,371 円 JFワールド・CB・オープンVA (適格機関投資家専用) 505,788,674 円 計 10,865,661,045 円	期首元本額 10,865,661,045 円 期首より平成16年7月30日までの追加設定元本額 11,303,623,955 円 期首より平成16年7月30日までの解約元本額 4,172,709,768 円 元本の内訳(注) JFワールド・CB・オープン 17,438,002,686 円 JFワールド・CB・オープンVA (適格機関投資家専用) 558,572,546 円 計 17,996,575,232 円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

(平成16年1月30日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	395,703,918 円	38,624,712 円
社債券	11,772,893,131 円	593,508,240 円
合計	12,168,597,049 円	632,132,952 円

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成15年1月31日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成16年1月30日)までの期間に対応する金額であります。

(平成16年7月30日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	335,648,042 円	3,002,891 円
社債券	20,276,852,197 円	463,984,456 円
合計	20,612,500,239 円	460,981,565 円

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成16年1月31日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成16年7月30日)までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

	(自平成15年7月31日 至平成16年1月30日)	(自平成16年1月31日 至平成16年7月30日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約ではありません。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(平成16年1月30日現在)

(通貨関連)

(単位：円)

区 分	種 類	(平成16年1月30日現在)			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	76,772,620	-	76,816,076	43,456
	ユーロ	139,406,054	-	138,823,299	582,755
	合 計	216,178,674	-	215,639,375	539,299

(注) 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(平成16年7月30日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(平成16年1月30日現在)		(平成16年7月30日現在)	
1口当たり純資産額	1.2262円	1口当たり純資産額	1.2660円
(1万口当たり純資産額)	12,262円)	(1万口当たり純資産額)	12,660円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

(平成16年7月30日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	アメリカドル	ALLTEL CORP	14,000	50.28	703,920.00	
	計	銘柄数:	1		703,920.00	
					(78,923,510)	
		組入時価比率:	0.3%		23.5%	
	オーストラリアドル	LEIGHTON HLDGS CNV PREFERRED	3,778	103.90	392,534.20	
		PATRICK CORP	27,027	107.10	2,894,591.70	
	計	銘柄数:	2		3,287,125.90	
					(256,724,532)	
		組入時価比率:	1.1%		76.5%	
	合計				335,648,042	
					(335,648,042)	

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
新株予約権 付社債券等	日本円	ROCHE HLDGS 0.25% CB		234,060,000	236,393,575	
		サッポロホールディングス 0% CB		86,000,000	91,027,560	
		三越 0% CB		74,000,000	75,209,160	
		昭和電工 0% CB		90,000,000	94,353,300	
		日本軽金属 0% CB		10,000,000	10,118,700	
		芝浦メカ 0% CB		55,000,000	60,087,500	
		オムロン第3回無担保転換社債		60,000,000	60,240,000	
		ソニー 0% CB		360,000,000	362,739,600	
		パイオニア 0% CB		140,000,000	135,560,600	
		ホシデン 0% CB		90,000,000	91,890,000	
		アルパイン 第2回 転換社債		75,000,000	84,000,000	
		川崎重工業 0% CB		159,000,000	179,730,420	
		マツダ第4回無担保転換社債型新株予約権 付社債(期中償還請求権)		110,000,000	140,800,000	
		スズキ第3回無担保転換社債		85,000,000	100,300,000	
		コジマ 0% CB		25,000,000	25,520,750	
		ドン・キホーテ 0% CB		160,000,000	181,900,800	
		大日本スクリーン製造 0%		113,000,000	116,832,960	
		三菱商事 0%		145,000,000	157,077,050	
		加賀電子 0% CB		59,000,000	81,950,410	
		三益半導体工業130%コールオプション 条項付第5回無担保転換		90,000,000	104,400,000	
		ベスト電器 0% CB		123,000,000	137,697,270	
		すかいらく 0% CB		73,000,000	74,249,760	
		第1回 京都銀行 劣後特約付 転換社債		30,000,000	37,740,000	
		十八銀行130%コールオプション条項付 第3回無担保転換社債型		45,000,000	47,475,000	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		S F C G 0% C B		90,000,000	95,796,900	
		大和証券グループ本社第16回無担保転換社債(国内転換社債間限)		190,000,000	199,215,000	
		松井証券 0% C B		128,000,000	137,920,000	
		三井不動産 0%		70,000,000	78,474,200	
		三菱地所 0% C B		60,000,000	70,203,000	
		日本綜合地所 0% C B		60,000,000	68,250,000	
		第51回 東京急行 転換社債		50,000,000	56,750,000	
		トナミ運輸 0% C B		10,000,000	10,500,000	
		川崎汽船 0% C B		147,000,000	152,563,950	
		全日本空輸 0% C B		38,000,000	42,916,060	
		日本航空システム 0%		70,000,000	70,274,400	
		角川ホールディングス 0% C B		93,000,000	95,152,950	
		トランス・コスモス 0% C B		29,000,000	30,102,000	
	計	銘柄数:	37	3,526,060,000	3,795,412,875	
		組入時価比率:	16.7%		18.7%	
	アメリカ ドル	AMERICAN INTL GROUP 0%CB		3,600,000.00	2,375,182.87	
		ANGLO AMERICAN 3.375% CB		3,100,000.00	3,438,166.97	
		ANGLOGOLD HOLD 2.375%		1,500,000.00	1,391,985.92	
		APEX SILVER 2.875% CB		1,100,000.00	958,947.00	
		ASHOK LEYLAMD 0.5% CB		500,000.00	415,000.00	
		BCA FINANCE LTD 0% CB		300,000.00	273,000.00	
		BEMA GOLD 3.25% CB		880,000.00	759,000.00	
		BHARTI TELEVENTURES 0%CB		700,000.00	621,250.00	
		CATHAY FINANCIAL 0% CB		720,000.00	826,200.00	
		CHINA CHANCE DEV 0% CB		600,000.00	596,700.00	
		DUKE ENERGY 1.75% CB		3,700,000.00	3,803,340.97	
		FAR EASTERN 0% CB 2845		655,000.00	685,293.75	
		FLUOR CORP 1.5% CB		1,300,000.00	1,330,523.95	
		FORMOSA PETROCHEM 0% CB		550,000.00	569,250.00	
		HEWLETT-PACK CO 0% CB		1,850,000.00	1,045,026.10	
		INDIAN HOTELS 1% CB		849,000.00	792,966.00	
		INTL COMM BK CHI 0% CB		680,000.00	787,100.00	
		KOREA TELECOM 0.25% REGS		2,550,000.00	2,546,940.00	
		KOREA TOBACCO 2% REGS		1,400,000.00	2,072,000.00	
		LG ELECTRONICS 0% 6657CB		1,120,000.00	1,148,840.00	
		LONMIN PLC 3.75% CB		1,950,000.00	2,168,205.00	
		MAHINDRA & MAHINDRA 0%CB		1,150,000.00	1,042,187.50	
		MAKHTESHIM-AGAND 1.75%CB		1,500,000.00	1,640,700.00	
		MEDTRONIC INC 1.25% CB		2,620,000.00	2,670,526.61	
		NABORS INDS INC 0% CB		400,000.00	374,233.21	
		NESTLE HOLDING 0% UNIT		5,620,000.00	5,424,424.00	
		PRIME VENTURE 1% CB		1,400,000.00	1,391,250.00	
		RELIANCE ENERGY 0% CB		1,000,000.00	882,500.00	
		REPCON LUX SA 4.5% CB		2,100,000.00	2,293,578.00	
		RITEK CORP 0% CB		300,000.00	273,000.00	
		SCHLUMBERGER 1.5% CB		4,600,000.00	4,934,530.37	
		SCOTTISH PWR FIN 4% REGS		2,590,000.00	2,645,167.00	
		SINOPAC CB 0%		600,000.00	711,000.00	
		SK TELECOM 0% CB		1,010,000.00	1,015,668.62	
		STMICROELECTRONO%REGS CB		1,000,000.00	943,800.00	
		TAISHIN FINAN 0% CB REGS		341,000.00	440,529.37	
		TAISHIN FINL HLD 0% CB		660,000.00	653,400.00	
		TATA TELE MAHAR 1% CB		650,000.00	572,000.00	
		TECHTRONIC INDU 0% CB		750,000.00	752,812.50	
		TNB CAPITAL 2.625% CB		1,000,000.00	1,070,000.00	
		UBS AG JERSEY 0% CB		700,000.00	716,625.00	
		UBS AG JERSEY 0.125% EB		500,000.00	467,500.00	
		UBS JERSEY 0% YUKO CB		400,000.00	393,200.01	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		UBS JERSEY 0.25% YUKO CB		390,000.00	381,966.00	
		UNISEM INTL LTD 2% CB		1,046,000.00	989,450.61	
		WALT DISNEY CO 2.125% CB		700,000.00	720,279.02	
		ZEE TELEFILMS 0.5% CB		150,000.00	131,437.50	
	計	銘柄数 :	47	62,781,000.00	62,136,683.85	
					(6,966,764,993)	
		組入時価比率 :	30.6%		34.4%	
	ユーロ	3I GROUP PLC 1.375% III		2,600,000.00	2,546,406.20	
		ADIDAS-SALOMON 2.5% CB		1,100,000.00	1,276,000.00	
		ALCATEL SA 4.75% CB CGE		841,360.00	974,499.81	
		ALLIANZ FIN 1.25% EB RWE		1,200,000.00	1,236,000.00	
		AXA SA 3.75% CB		2,521,889.00	3,084,039.36	
		BCP FIN BANK 4.75% BCP		3,500,000.00	3,552,500.00	
		CAIXA FIN BV 0.25%EB ELE		3,700,000.00	3,801,750.00	
		CAPITALIA SPA 1.625%G IM		700,000.00	692,712.38	
		CGIP 3.75% EB		653,352.00	663,672.40	
		CONTI GUMMI FIN 1.625%CB		800,000.00	810,422.19	
		DEUTSCH POST FIN 2.65%CB		800,000.00	812,866.64	
		ERGO INTER 0.75% REGS CB		550,000.00	522,500.00	
		ERGO INTER AG2.25% EOA		900,000.00	906,300.00	
		FINAXA 3% CB X		670,800.00	823,471.39	
		FORTFINLUX FLOAT REGS CB		1,750,000.00	1,857,275.00	
		KFW INTL FINO.875%EB DPW		1,000,000.00	1,021,092.00	
		KREDIT WIEDERAUF0.75%DTE		5,500,000.00	5,513,750.00	
		LINDE FINANCE BV 1.25%CB		1,200,000.00	1,203,101.55	
		NEXANS 3.125%		228,000.00	227,730.28	
		OESTER INDUSTRIE1.125%TKA		1,700,000.00	1,916,636.27	
		PORTUGAL TELECOM 2% CB		300,000.00	296,100.00	
		RALLYE SA 3.25% CB		1,730,720.00	1,953,550.26	
		RWE AG 0.875% CB		2,270,000.00	2,217,971.60	
		SIEMENS FIN 1.375%CB SIE		1,600,000.00	1,832,000.00	
		SIEMENS NED 1% IFX CB		2,600,000.00	2,681,900.00	
		STOREBRAND ASA 2.25%		1,200,000.00	1,344,000.00	
		SUEDZUCKER INT 3% CB		3,000,000.00	3,078,000.00	
		SUEZ 4.5% EB REGS		2,023,017.00	2,111,986.60	
		SWISS RE 6.125% RUKN		55,000.00	52,978.75	
		THALES SA 2.5% CB		305,820.00	310,018.87	
		UBS JERSEY 0.5% EB		1,900,000.00	1,846,800.00	
		VALEO 2.375% CB FR		1,508,000.00	1,515,296.22	
	計	銘柄数 :	32	50,407,958.00	52,683,327.77	
					(7,110,668,749)	
		組入時価比率 :	31.2%		35.1%	
	ポンド	BAA PLC 2.94% CB		2,350,000.00	2,209,000.00	
		BRIT AEROSPACE 3.75% CB		1,400,000.00	1,421,000.00	
		CABLE&WIRELESS 4% CW/ CB		850,000.00	855,355.00	
		FRIENDS PROVIDEN 5.25%CB		310,000.00	320,478.00	
		LEGAL & GENERAL 2.75% CB		500,000.00	479,400.00	
		RANK GROUP PLC 3.875% CB		1,900,000.00	1,903,999.50	
		SOC GEN ACCEPT2.125%TSCO		600,000.00	571,140.01	
	計	銘柄数 :	7	7,910,000.00	7,760,372.51	
					(1,580,943,087)	
		組入時価比率 :	6.9%		7.8%	
	スイスフラン	GEBERIT AG 1% CB		630,000.00	647,640.00	
		SWISS(GOVT) 0.25% EB		5,250,000.00	5,271,000.00	
	計	銘柄数 :	2	5,880,000.00	5,918,640.00	
					(518,176,932)	
		組入時価比率 :	2.3%		2.5%	
	香港 ドル	SHANG IND INV 0% CB		6,600,000.00	5,989,500.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
	計	銘柄数：	1	6,600,000.00	5,989,500.00	
					(86,069,115)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	シンガポ ールドル	SOMERSET GLOBAL 0% EB		3,250,000.00	3,359,687.50	
	計	銘柄数：	1	3,250,000.00	3,359,687.50	
					(218,816,446)	
		組入時価比率：	1.0%		1.1%	
	小計				20,276,852,197	
					(16,481,439,322)	
	合計				20,276,852,197	
					(16,481,439,322)	
	株式 以外計				20,276,852,197	
					(16,481,439,322)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、デリバティブ取引等関係注記 II 取引の時価等に関する事項に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(2004年9月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	22,486,152,207	円
負債総額	351,019,956	円
純資産総額 (-)	22,135,132,251	円
発行済口数	21,783,182,995	口
1口当たり純資産額 (/)	1.0162	円

(参考) JFワールド・CB・オープン・マザーファンド

(2004年9月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	23,203,586,104	円
負債総額	141,668,195	円
純資産総額 (-)	23,061,917,909	円
発行済口数	17,939,578,148	口
1口当たり純資産額 (/)	1.2855	円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(2004年9月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	JFワールド・ CB・オープン・ マザーファンド	17,377,645,259	1.2638	21,962,776,098	1.2855	22,338,962,980	100.92

(参考) J Fワールド・C B・オープン・マザーファンド

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)	利率 (%)	償還期限
1	KREDIT WIEDERAUF0.75%DTE	新株予約権付社債券等	ドイツ	電気通信サービス	5,500,000	14,353.56	789,446,328	13,995.89	769,774,236	3.34	0.75	2008/8/8
2	NESTLE HOLDING 0% UNIT	新株予約権付社債券等	スイス	食品・飲料・タバコ	5,970,000	10,901.82	650,838,786	10,515.32	627,764,872	2.72	0	2008/6/11
3	SCHLUMBERGER 1.5% CB	新株予約権付社債券等	オランダ	エネルギー	5,100,000	11,826.11	603,131,861	12,178.74	621,115,856	2.69	1.5	2023/6/1
4	SWISS(GOVT) 0.25% EB	新株予約権付社債券等	スイス	電気通信サービス	6,350,000	9,027.82	573,266,925	8,837.64	561,190,140	2.43	0.25	2007/12/19
5	ANGLO AMERICAN 3.375% CB	新株予約権付社債券等	イギリス	素材	4,200,000	12,965.89	544,567,545	13,057.72	548,424,467	2.38	3.375	2007/4/17
6	CAIXA FIN BV 0.25%EB ELE	新株予約権付社債券等	スペイン	公益事業	3,700,000	14,064.66	532,602,534	14,064.41	520,383,362	2.26	0.25	2006/7/3
7	DUKE ENERGY 1.75% CB	新株予約権付社債券等	アメリカ	エネルギー	4,200,000	11,756.58	493,776,717	11,791.95	495,262,107	2.15	1.75	2023/5/15
8	BCP FIN BANK 4.75% BCP	新株予約権付社債券等	ポルトガル	銀行	3,500,000	13,943.85	488,035,070	14,115.12	494,029,200	2.14	4.75	2011/6/20
9	AXA SA 3.75% CB	新株予約権付社債券等	フランス	保険	2,521,889	16,448.37	414,809,634	17,695.34	446,256,976	1.94	3.75	2017/1/1
10	BAA PLC 2.94% CB	新株予約権付社債券等	イギリス	運輸	2,350,000	18,964.33	445,661,927	18,932.62	444,916,666	1.93	2.94	2008/4/4
11	ソニー 0% CB	新株予約権付社債券等	日本	電気機器	430,000,000	106.76	459,085,000	100.74	433,212,100	1.88	0	2008/12/18
12	SUEDZUCKER INT 3% CB	新株予約権付社債券等	ドイツ	食品・飲料・タバコ	3,000,000	14,141.38	424,241,580	13,936.96	418,109,040	1.81	3.0	2008/12/8
13	LINDE FINANCE BV 1.25%CB	新株予約権付社債券等	ドイツ	資本財	2,900,000	13,810.32	400,499,400	13,765.52	399,200,199	1.73	1.25	2009/5/5
14	RANK GROUP PLC 3.875% CB	新株予約権付社債券等	イギリス	ホテル・レストラン・レジャー	1,900,000	21,253.12	403,809,283	19,875.17	377,628,397	1.64	3.875	2009/1/20
15	SUEZ 4.5% EB REGS	新株予約権付社債券等	ベルギー	各種金融	2,533,017	14,405.79	364,901,126	14,859.85	376,402,567	1.63	4.5	2006/5/22
16	SIEMENS NED 1% IFX CB	新株予約権付社債券等	ドイツ	ソフトウェア・サービス	2,600,000	14,111.16	366,890,340	14,211.04	369,487,248	1.60	1.0	2005/8/10
17	LOWMIN PLC 3.75% CB	新株予約権付社債券等	イギリス	素材	2,750,000	13,069.99	359,424,985	13,166.08	362,067,420	1.57	3.75	2008/9/30
18	MEDTRONIC INC 1.25% CB	新株予約権付社債券等	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	3,020,000	11,456.71	345,992,665	11,393.94	344,097,011	1.49	1.25	2021/9/15
19	AMERICAN INTL GROUP 0%CB	新株予約権付社債券等	アメリカ	保険	4,600,000	7,452.32	342,807,130	7,409.48	340,836,495	1.48	0	2031/11/9
20	SCOTTISH PWR FIN 4% REGS	新株予約権付社債券等	イギリス	公益事業	2,740,000	11,259.61	308,513,557	11,980.07	328,254,027	1.42	4.0	2049/7/29
21	SOMERSET GLOBAL 0% EB	新株予約権付社債券等	シンガポール	電気通信サービス	4,750,000	6,731.06	319,725,546	6,700.38	318,268,050	1.38	0	2009/1/12
22	RWE AG 0.875% CB	新株予約権付社債券等	ドイツ	公益事業	2,270,000	14,396.89	326,809,566	13,612.04	308,993,449	1.34	0.875	2007/4/5
23	BRIT AEROSPACE 3.75% CB	新株予約権付社債券等	イギリス	電気通信サービス	1,400,000	21,592.12	302,289,764	21,057.36	294,803,145	1.28	3.75	2006/7/21
24	KOREA TELECOM 0.25% REGS	新株予約権付社債券等	韓国	電気通信サービス	2,550,000	11,299.33	288,133,106	11,077.23	282,469,556	1.22	0.25	2007/1/4
25	RALLYE SA 3.25% CB	新株予約権付社債券等	フランス	食品・生活必需品小売り	1,730,720	16,101.47	278,671,510	15,381.17	266,205,112	1.15	3.25	2013/7/1
26	FORTIFINLUX FLOAT REGS CB	新株予約権付社債券等	ベルギー	各種金融	1,750,000	13,978.08	244,616,400	15,092.21	264,113,766	1.15	3.466	2049/11/29
27	REPCON LUX SA 4.5% CB	新株予約権付社債券等	スペイン	エネルギー	2,100,000	12,284.07	257,965,679	12,427.95	260,987,148	1.13	4.5	2011/1/26
28	3I GROUP PLC 1.375% III	新株予約権付社債券等	イギリス	各種金融	1,950,000	13,890.37	270,862,300	13,299.68	259,343,838	1.12	1.375	2008/8/1
29	UBS JERSEY 0.5% EB	新株予約権付社債券等	オランダ	エネルギー	1,900,000	12,895.46	245,013,816	13,354.54	253,736,412	1.10	0.5	2007/10/30
30	SIEMENS FIN 1.375%CB SIE	新株予約権付社債券等	ドイツ	テクノロジー・ハードウェア および機器	1,600,000	17,369.82	277,917,120	15,811.67	252,986,803	1.10	1.375	2010/6/4

種類別及び業種別投資比率

(2004年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.92
合計	100.92

(参考) JFワールド・CB・オープン・マザーファンド

(2004年9月30日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	運輸	1.01
	銀行	0.14
	電気通信サービス	0.35
	小計	1.51
新株予約権付社債券等		96.55

- (3) 投資不動産物件
該当事項はありません。
- (4) その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙に図案および委託会社のロゴを採用します。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
 - (2) 目論見書に以下の項目について記載します。
 - 信託約款の全文を目論見書に記載します。
 - 目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載することがあります。
 - (3) 目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
 - (4) 要約目論見書を使用することがあります。
 - 要約目論見書を添付し、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号ロに規定する書類（要約目論見書）として、以下の記載に従い使用することがあります。
 - 当該要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
 - 当該要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、ロゴマーク、イラスト、グラフおよびキャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。なお、委託会社および販売会社のロゴを使用することがあります。
 - 当該要約目論見書は、有価証券届出書の効力発生日以降に使用し、当該要約目論見書には当該有価証券届出書の効力発生日以降に効力発生日を記載します。
 - ファンドの保有有価証券、運用実績、運用状況に関する以下の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、また、文章、数値、表、グラフ等により表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。
- (イ) 投資対象の資産別、国別、業種別構成比、組入銘柄および銘柄構成比、通貨ポジション（為替予約の状況）を示すことがあります。
 - (ロ) 基準価額、収益分配金実績、純資産総額およびこれらの推移を示すことがあります。
 - なお、基準価額については、課税前の収益分配金を無手数料で決算日の価額により再投資した1口当たりの額（「分配金修正基準価額」として区別します。）として示すことがあります。
 - (ハ) ファンドの直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、3年、5年、設定来等の各期間別の騰落率および各期間中の課税前の各収益分配金を無手数料で各決算日の価額により再投資した各期間別の収益率（以下「分配金修正収益率」といいます。）を示すことがあります。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値のすべてまたは一部を併せて記載する場合があります。
 - (ニ) 上記(ハ)のデータに基づき、各期間中の月次による騰落率または分配金修正収益率の平均値（年率換算）を示すことがあります。
 - (ホ) 上記(イ)から(ニ)以外にも、本書中の数値に基づく情報を示すことがあります。
 - 投信評価機関、投信評価会社等から評価およびレーティング等を取得し、当該評価およびレーティング等を使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換え等

無記名式の受益証券から記名式への変更または記名式の受益証券から無記名式への変更および受益証券の名義書換手続は、委託会社の定める手続により行うことができます。

名義書換手続は委託会社にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。

名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続に関し、手数料は徴しません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

追加型証券投資信託

J Fワールド・C B・オープン

約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

JFワールド・CB・オープン・マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

(2) 投資態度

主として、JFワールド・CB・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。

投資効果を高める観点から、外貨建資産にかかる為替ヘッジは弾力的に行います。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第 27 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 28 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利息等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J Fワールド・C B・オープン
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金 3,175,244,109 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項および第2項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 3,175,244,109 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付無記名式の受益証券を発行します。ただし、第14条第2項の規定により発行する受益証券には、収益分配金交付票を添付しないことができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の取得申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。) および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項の規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) は、第11条の規定により発行される受益証券の取得の申込をした取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額(その減免を含む) は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款による契約(以下「別に定める契約」といいます。) に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(予測不可能な事態等が起きた際に、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合等を含みます。) があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

前項の場合の他、信託財産の規模が委託者が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、別に定める運用の基本方針に従った運用ができなくなるおそれがあると委託者が判断した場合、受益証券の取得申込みの受付の全部または一部を停止することができます。

(受益証券の種類)

第14条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の8種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第15条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第44条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第16条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第19条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第20条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権(イ、へ、チに掲げるものを除きます。)

ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます)

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。) にかかる権利

リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。) の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第22条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち主としてジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された親投資信託である「JFワールド・CB・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)

9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コーラルローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株予約権証券および新株引受権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株予約権証券および新株引受権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第25条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当

該株式または新株引受権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 22 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの

売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 22 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 22 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第33条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第35条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第37条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第38条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金並びに売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までその金額を見積み得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年1月31日から7月30日まで及び7月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月28日から平成14年1月30日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、

これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前項の信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2の率を乗じて得た額(ただし、年間300万円を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の150の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末および信託終了の時支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

(利益の処理方法)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の

再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項(第 2 項を除きます)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第52条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託を変更しようとするときは、第 58 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 58 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項うち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して

交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、
公告を行いません。

(反対者の買取り請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場
合において、第53条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議
を述べた受益者は受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取
るべき旨を請求することができます。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議によ
り定めます。

平成 13 年 9 月 28 日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・
マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託

J Fワールド・C B・オープン・マザーファンド

約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

約款第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の転換社債を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

(2) 投資態度

転換社債への投資にあたっては、投資地域分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業自体の成長性および安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資し、信託財産の着実な成長をめざした運用を行います。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第 20 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 21 条の範囲で行います。

親投資信託
J Fワールド・C B・オープン・マザーファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金 3,175,244,109 円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を上限として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 45 条第 1 項および第 2 項、第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項および第 49 条第 2 項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の追加型証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 3,175,244,109 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。以下同じ)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権(イ、へ、チに掲げるものを除きます。)

ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます)

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。) にかかる権利

リ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。) の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者(第16条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条まで、第25条、第32条から第34条までについて同じ。) は、信託金を、前条の資産のうち主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)

9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有する

ものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コーラルローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株予約権証券および新株引受権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
10 Aldermanbury, London EC2V 7RF, United Kingdom

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とするJFワールド・CB・オープンおよびJFワールド・CB・オープンVA(適格機関投資家専用)の委託者が当該信託から受ける報酬より毎計算期末および信託終了の時支弁するものとし、その報酬額は、当該信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の株式への投資制限)

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建資産」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建資産の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受

け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項各号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において金融商品運用額等といいます。)の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第30条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年1月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月28日から平成14年1月30日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託契約の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を、受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、

公告は行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することが出来るものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。

(反対者の買取り請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第2項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付

しません。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成 13 年 9 月 28 日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・
マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社